

## アスベスト迅速測定法等の検討について

中央環境審議会の中間答申（平成 25 年 2 月）において、解体等工事を行う事業者に対する敷地境界等での大気中アスベスト濃度測定義務付けの必要性が指摘されているが、現在の分析法では、採取した試料にアスベストが含まれているかどうかの判定に数日を要する等の技術的課題があり、迅速かつ正確な測定方法の検討が必要とされている。また、平成 28 年 5 月の総務省の勧告においても、「技術的な課題の検討の早期化を図る必要がある」とされたところ。

また、集じん・排気装置の稼働状況の確認に関しては、総務省の勧告において、集じん・排気装置の排気口のダクト内部の粉じん濃度の望ましい水準を検討することとされており、測定機器や現場における測定値等の情報を収集し、検討を行う必要がある。

### 1 これまでの検討の経緯

#### ○ 平成 23 年度

本検討会において、位相差／偏光顕微鏡法及び位相差／蛍光顕微鏡法がアスベスト大気濃度の迅速測定法として提議され、今後検討を行っていくこととされた。

#### ○ 平成 24 年度

位相差／偏光顕微鏡法及び位相差／蛍光顕微鏡法について、解体現場で採取したフィルターを分析し、電子顕微鏡法との比較を行った。

#### ○ 平成 25 年度

「建築物の解体等現場における大気中の石綿測定方法及び評価方法について」を取りまとめた。この中で、敷地境界等における大気濃度測定については、測定箇所の設定や分析方法等の技術的な課題を引き続き検討し、有効な手法を確立する必要があるとされた。

#### ○ 平成 26～27 年度

平成 25 年度「建築物の解体等現場における大気中の石綿測定方法及び評価方法について」を受け、位相差／偏光顕微鏡法及び位相差／蛍光顕微鏡法について、解体現場で採取したフィルターを分析し、電子顕微鏡法との比較を行い、データの集積を継続した。

#### ○ 平成 28 年度

これまでに集積したデータや検討を踏まえ、アスベストモニタリングマニュアルの改訂案（アスベストモニタリングマニュアル第 4.1 版）をとりまとめた（現在、環境省において最終確認中）。

改訂の主な内容は以下のとおり。

- ・「発生源近傍及び集じん・排気装置排出口等における漏えい監視・管理のための測定方法」に、アスベスト迅速測定法として、位相差／偏光顕微鏡法、位相差／蛍光顕微鏡法を位置付けた。
- ・「発生源近傍及び集じん・排気装置排出口等における漏えい監視・管理のための測定方法」に、自動測定器によるリアルタイム測定として、粉じん相対濃度計、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定機を位置付けた。

## 2 今年度の検討について

### (1) 位相差／偏光顕微鏡法及び位相差／蛍光顕微鏡法について

解体現場等敷地境界等における測定に適用可能かどうかの検討を行う。

#### ■ 論点

- ① 適用可否を判断するために必要なデータ等について
- ② ①を得るための手法等について
- ③ 位相差／偏光顕微鏡法、位相差／蛍光顕微鏡法以外の迅速測定法の有無及び敷地境界における測定への適用の可能性について

#### 参考

参考資料 3 位相差／偏光顕微鏡法及び位相差／蛍光顕微鏡法による分析実施計画書

### (2) 自動測定器によるリアルタイム測定での漏えいの目安作成について

集じん・排気装置の排気口のダクト内部の粉じん濃度について望ましい水準の設定を検討する。

#### ■ 論点

- ① どのような水準を設定可能か（絶対値、相対値など）
- ② 水準を検討する上での必要なデータ等について
- ③ 水準を設定後の自動測定器の使用条件の制限・留意事項について

#### 参考

参考資料 4 解体現場等の漏えい監視に資する自動測定器の使用方法の検討について